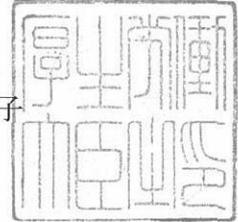


厚生労働省発健1226第2号
平成23年12月26日

放射線審議会
会長 丹羽 太貫 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標
の設定について（諮問）

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質に対する水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）第二十二條に規定する水道施設の管理及び運営に関し衛生上必要な措置等に関する目標を別紙のとおり設定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第六條の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

(別紙)

水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標の設定に係る諮問事項

水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）第二十二条に規定する水道施設の管理及び運営に関し衛生上必要な措置及び第二十三条第一項に規定する給水の緊急停止等の目安とする水道水中の放射性物質の管理の目標は、次に掲げるものとする。

- 1 当該目標を設定する放射性核種は、放射性セシウム（「セシウム百三十四及びセシウム百三十七」をいう。以下同じ。）とすること。
- 2 放射性セシウムに係る当該目標の値は、セシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の合計が一キログラムあたり十ベクレルを超えないこと。

23国放審議第4号
平成24年2月16日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

放射線審議会会長
丹羽 太貫



水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標の設定について（答申）

平成23年12月26日付け厚生労働省発健1226第2号をもって諮問のあった水道水中の放射性物質の目標値（以下「水道水の基準値」という。）については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律に定める基本方針の観点から技術的基準として策定することは差し支えない。

なお、水道水の基準値の適切な運用に際して、測定機器の整備やそれを扱う人材の確保・育成などの体制を整備することが重要であることを申し添える。